

「看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会」について

1 分科会の目的と検討経緯

- 在宅のALS患者に対するたんの吸引行為についての患者・家族の負担の軽減を図るための方策について検討するため、「新たな看護のあり方に関する検討会」の下に分科会を設置し、平成15年2月3日から平成15年5月13日まで、8回にわたって検討を行った。

2 報告書の概要

(1) 在宅ALS患者の療養環境の向上を図るための措置について

- 患者のQOLの向上や患者・家族の負担軽減を図り、円滑な在宅療養生活を送ることができるようにするため、以下のような施策を総合的に推進する必要がある。
 - ① 訪問看護サービスの充実と質の向上
 - ② 医療サービスと福祉サービスの適切な連携確保
 - ③ たんの自動吸引装置など在宅療養を支援する機器の開発・普及の促進
 - ④ 家族の休息の確保（ホームヘルプ、ショートステイ事業など）

(2) たんの吸引行為について

- たんの吸引は、その危険性を考慮すれば、医師又は看護職員が行うことが原則。
- しかしながら、大部分の在宅ALS患者において家族がたんの吸引を行っておりその負担軽減が求められている。
- このような現状にかんがみ、家族以外の者によるたんの吸引の実施についても、一定の条件の下では、当面の措置として行うこともやむ得ないものと考えられる。
- 今回の措置の取扱いについては、今後の在宅療養環境の変化に応じて適宜見直すことが必要であり、3年後に、今回の措置の実施状況や在宅ALS患者を取り巻く療養環境の整備状況について把握した上で確認すべきである。

<一定の条件>

① 療養環境の管理

- ・入院先の医師及び看護職員は、患者が在宅に移行する前に、家族や在宅患者のかかりつけ医、看護職員、保健所の保健師等、在宅療養に関わる者の役割や連携体制などを把握・確認するなど。

- ② 在宅患者の適切な医学的管理
 - ・在宅患者に対して定期的な診療や訪問看護を行う。
- ③ 家族以外の者に対する教育
 - ・家族以外の者に対して、かかりつけ医や訪問看護職員が、ALSやたんの吸引についての必要な知識を習得させ、当該患者についてのたんの吸引方法について指導を行う。
- ④ 患者との関係
 - ・患者は、③において教育を受けた家族以外の者が自己のたんの吸引を行うことについて文書により同意する。
- ⑤ 医師及び看護職員との連携によるたんの吸引の実施
 - ・適切な診療や訪問看護体制がとられていることを原則とし、家族以外の者は、医師や訪問看護職員との間において密接な連携の下でたんの吸引を実施する。
 - ・家族以外の者が行うたんの吸引は、口鼻腔内及び気管カニューレ内部までの吸引を限度とする。
- ⑥ 緊急時の連絡・支援体制の確保

(3) その他

- 在宅医療に携わる者の行う業務や今後の医療と福祉の役割分担も含めた在宅医療の在り方についての議論については、今後の検討課題として早急に検討されるべきである。

4 局長通知の発出

- ALS分科会の報告書を受けて、平成15年7月17日、各都道府県知事宛に厚生労働省医政局長名の通知を発出（医政発第0717001号）。
- 在宅ALS患者に対する家族以外の者によるたんの吸引の実施について、ALS分科会の報告書で示された条件の下では、当面のやむを得ない措置として許容されるものとの考え方を周知した。